

群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程コース長に関する内規

令和 4. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程のコース長に関し、必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 本研究科の専門職学位課程の教職リーダーコース、授業実践開発コース及び特別支援教育実践開発コースにそれぞれコース長を置く。

(職 務)

第3条 教職リーダーコース、授業実践開発コース及び特別支援教育実践開発コースのコース長は、研究科長及び専門職学位課程長を補佐し、当該コースの運営に関し総括及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第4条 教職リーダーコース及び特別支援教育実践開発コースのコース長は、原則として教授または准教授の中から、授業実践開発コースのコース長は、原則として教授の中から、研究科長が指名し、研究科教授会の承認を得るものとする。

(任 期)

第5条 各コース長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該コース長を指名した研究科長の任期を超えることはできない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。